

霧島市条例第8号
平成30年1月12日

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立養護老人ホームの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第151号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表霧島市立日当山春光園の項を削る。

第4条中「、日当山春光園の入所定員は50人」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日か
ら施行する。